

大阪市水道事業管理規程第22号

大阪市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程

大阪市水道局公文書管理規程（平成13年大阪市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(公印)</p> <p>第24条 発送する公文書（<u>電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(電子署名)</u></p> <p><u>第24条の2 前条の規定は、電子署名（条例第35条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）の実施について準用する。この場合において、同条中「を除く」とあるのは、「に限る」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(公文書の発送)</p> <p>第25条 第22条第1項又は第2項の規定により文書記号及び文書番号を付ける公文書並びに<u>第24条（前条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により公印を押印し、又は電子署名を実施する公文書を発送するときは、文書管理システムに所定の事項を記録し、又は文書発送番号簿に所定</u></p> | <p>(公印)</p> <p>第24条 発送する公文書（<u>電気通信回線を利用して発送する電磁的記録を除く。</u>）で次の各号のいずれかに該当するものには、公印を押印するものとする。</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(公文書の発送)</p> <p>第25条 第22条第1項又は第2項の規定により文書記号及び文書番号を付ける公文書並びに<u>前条の規定により公印を押印する公文書を発送するときは、文書管理システムに所定の事項を記録し、又は文書発送番号簿に所定の事項を記載しなければならない。</u></p> |

| | |
|---|----------|
| の事項を記載しなければならない。 | |
| [2・3 略] | [2・3 同左] |
| 備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

附 則

この規程は、令和8年7月1日から施行する。